

9 B 特例旧特定目的会社関係

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「会社法整備法」という。）第230条第1項に規定する特例旧特定目的会社に関する事務処理については、9 A - 1 から9 A - 3 まで、9 A - 5 及び9 A - 6 は適用せず、以下のとおり取り扱うものとする。

9 B - 1 届出等関係

特例旧特定目的会社の変更の届出等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

9 B - 1 - 1 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任

特例旧特定目的会社の主たる事業所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任した権限のうち当該特例旧特定目的会社が提出する届出書等の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長に行わせることができるものとする。

9 B - 1 - 2 登録事項に係る変更届出書の処理

変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 新たに役員又は重要な使用人になった者が会社法整備法第233条第39項第1号ロ(1)から(6)までのいずれかに該当することが明らかとなった場合には、届出者に対し、同項に規定する登録の取消し等の措置を行うものとする。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第16条第1項に規定する「その他の書類」とは、従前の登録申請書及びその添付書類並びに当該届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しとするものとする。

また、変更後の主たる事業所を管轄する管轄財務局長は、同条第3項の規定に基づき届出者に対し通知する登録変更済通知書に、新たな登録番号を付記するものとする。

9 B - 1 - 3 資産流動化計画の変更承認申請書の受理及び審査

会社法整備法第230条第19項の規定に基づく資産流動化計画の変更に係る承認申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項に不備がないかを確認したうえで、資産流動化計画の変更の内容が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中「資産流動化計画の記載内容」を参考として審査するものとする。

とする。

9B-1-4 資産流動化計画の変更の届出の処理

資産流動化計画変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 内閣府令第17条の規定に係る変更の場合にあつては、上記9B-1-3に準じて処理するものとする。
- (2) 会社法整備法第230条第22項の規定に基づき、当該届出書に資産流動化実施計画の変更に基づく変更後の資産流動化実施計画の提出があつた際は、新たな資産流動化実施計画が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中「資産流動化実施計画の記載内容」を参考として処理するものとする。

9B-1-5 業務終了の届出の処理

会社法整備法第234条第1項の規定に基づく資産流動化計画に係る業務終了の届出書を受理したときは、当該届出書に係る登録簿に、当該資産流動化計画に基づく業務が終了した旨及びその届出のあつた年月日を明瞭に付記するものとする。なお、当該届出のあつた日から3年間、同条第4項の規定により新たに特定目的会社としての設立の登記をしなかつた場合は、同条第10項の規定により登録を取り消すことに留意するものとする。

9B-1-6 登録証明書の発行

特例旧特定目的会社から公的機関に提出する必要がある等の理由により、その者の登録証明の申請があつたときは、別紙様式2により特例旧特定目的会社登録証明を行うものとする。

9B-1-7 特例旧特定目的会社登録簿の縦覧

(1) 内閣府令第4条の規定に基づく特例旧特定目的会社登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。

- ① 申請者に別紙様式3による登録簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。

なお、他の管轄財務局長が登録を行った会社に係る縦覧申請があつた場合には、当該他の管轄財務局長が行つた登録事項を照会のうえ、縦覧に応じるものとする。

- ② 登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。
 - a. 縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。
 - b. 縦覧時間は、管轄財務局長が指定する時間内とする。
 - c. 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。

- ③ 登録簿は、管轄財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。
 - ④ 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。
 - a. 上記①から③まで又は係員の指示に従わない者
 - b. 登録簿等を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - c. 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 特例旧特定目的会社の登録がその効力を失った場合は、登録事項を登録簿から抹消するとともに、資産流動化実施計画の縦覧も終了するものとする。

9B-2 登録状況等に関する定期報告等

9B-2-1 登録状況

- (1) 廃業の届出書を受理した場合には、その都度、当該届出書（写）を監督局長あて送付するものとする。
- (2) 半期間（4月から9月までの間及び10月から翌年3月までの間）ごとの登録状況を別紙様式4により作成し、10月末又は4月末までに監督局長あて報告するものとする。

9B-2-2 事業報告書

事業報告書を受理した場合には、添付書類として提出のある貸借対照表より別紙様式5による特定資産残高等を集計のうえ、4月から9月までの間に事業年度が終了する特例旧特定目的会社にあつては翌年1月末までに、10月から翌年3月までの間に事業年度が終了する特例旧特定目的会社にあつては7月末までに、監督局長あて報告するものとする。

9B-3 不動産の鑑定評価及び附帯業務の範囲

9B-3-1 不動産の鑑定評価の評価額

会社法整備法による改正後の資産の流動化に関する法律（以下「新法」という。）第40条第1項第8号イ及び第122条第1項第18号イの「不動産の鑑定評価の評価額」には、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価の結果として表示された価格のほか、特定資産となる建物が未竣工である場合における当該建物の竣工を前提として行う価格等調査の結果として表示された当該建物の価格が含まれる。

9B-3-2 附帯業務の範囲

特例旧特定目的会社が行うことができる業務として会社法整備法第233条第

25項の規定により読み替えて適用する新法第195条第1項に定める「附帯業務」とは、特定資産の流動化に係る業務を行う上で必要不可欠な業務でありながら、「特定資産の流動化に係る業務」に該当しないものをいう。例えば、資金の借入れ又は返済、特定資産の鑑定評価依頼等である。

9B-4 行政処分を行う際の留意点

9B-4-1 行政処分の基準

監督部局が行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第218条の規定に基づく違法行為等の是正命令、②会社法整備法第233条第39項の規定に基づく業務停止命令、③同項の規定に基づく登録取消しがあるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

(1) 会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条の規定に基づく報告徴収命令

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング等）を通じて、特例旧特定目的会社の業務の運営が法令に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合においては、会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づき、追加報告を求めることとする。

(2) 会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① 上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、特例旧特定目的会社の自主的な改善への取り組みを求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記(1)において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ② 必要があれば、会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

(3) 会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第218条の規定に基づく違法行為等の是正命令又は会社法整備法第233条第39項の規定に基づく業務停止命令若しくは登録の取消し

検査結果やオフサイト・モニタリング等への対応として、報告内容（追

加報告を含む。)を検証した結果、特例旧特定目的会社の業務の運営が法令に違反し又は違反するおそれがあると認められる場合等においては、次の①から③までに掲げる要素を勘案するとともに、他に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

- ・ 改善に向けた取組みを特例旧特定目的会社の自主性に委ねることが適当かどうか、
- ・ 改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、
- ・ 業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定することとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

イ. 公益侵害の程度

特例旧特定目的会社が、資産の流動化に係る市場に対する信頼性を大きく損なう等公益を著しく侵害していないか。

ロ. 被害の程度

広範囲にわたって多数の利害関係人が被害を受けたかどうか。個々の利害関係人が受けた被害がどの程度深刻か。

ハ. 行為自体の悪質性

二. 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

ホ. 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

ヘ. 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

ト. 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

イ. 役員の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

ロ. 内部監査体制は十分か、また適切に機能しているか。

③ 軽減事由

上記①及び②の他に、行政による対応に先行して、特例旧特定目的会社が自主的に利害関係人の利益の保護のために所要の対応に取り組んでいる等といった軽減事由があるか。

(4) 標準処理期間

会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第218条及

び会社法整備法第233条第39項の規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、上記(1)の報告書を受理したときから、原則として概ね1か月（金融庁との調整を要する場合は概ね2か月）以内を目途に行うものとする。

(注1) 「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

イ. 複数回にわたって会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。

ロ. 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

9B-4-2 行政手続法等との関係等

(1) 行政手続法との関係

行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

(2) 行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

(3) 行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

9B-4-3 意見交換制度

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、特例旧特定目的会社からの求めに応じ、監督当局と特例旧特定目的会社との間で、意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づく報告徴収に係るヒアリング等の過程において、自社に対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した特例旧特定目的会社から、監督当局の幹部と当該特例旧特定目的会社の役員との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注）であって、監督当局が当該特例旧特定目的会社に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注）特例旧特定目的会社からの意見交換の機会の設定の求めは、監督当局が当該不利益処分の原因となる事実についての会社法整備法第233条第37項において読み替えて適用する新法第217条第1項の規定に基づく報告書を受領したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

9B-4-4 不利益処分の公表に関する考え方

(1) 会社法整備法第233条第43項の規定に基づき不利益処分の公告を行う場合は、次の事項を記載するものとする。

- ① 商号
- ② 代表者の氏名
- ③ 事業所の所在地
- ④ 登録番号
- ⑤ 登録年月日
- ⑥ 処分の年月日
- ⑦ 処分の内容

(2) 上記(1)以外の公表の取扱いについては、「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行為規範）」の「I-5. 透明性」に規定された考え方によることに留意する。

すなわち、違法行為等の是正命令等の不利益処分については、他の特例旧特定目的会社における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、公表により対象特例旧特定目的会社の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

9B-4-5 監督処分の通知

(1) 会社法整備法第233条第38項において読み替えて適用する新法第218条の

規定及び会社法整備法第233条第39項の規定による監督処分を行った場合は、当該監督処分に係る通知書の写しを監督局長あて送付するものとする。

- (2) 会社法整備法第233条第43項の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを、監督局長あて送付するものとする。